

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.002

処 分 名	都市公園の占用許可
処 分 の 概 要	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条、第 7 条
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条に該当するもの・ 占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもの・ 占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法施行令で定める技術基準に適合するもの <p>○占用にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める占用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

■都市公園法

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物

(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。